

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7448184号
(P7448184)

(45)発行日 令和6年3月12日(2024.3.12)

(24)登録日 令和6年3月4日(2024.3.4)

(51)国際特許分類

B 6 5 D	85/36 (2006.01)	F I	B 6 5 D	85/36	1 0 0
B 6 5 D	30/28 (2006.01)		B 6 5 D	30/28	L
B 6 5 D	33/00 (2006.01)		B 6 5 D	33/00	C
B 6 5 D	75/58 (2006.01)		B 6 5 D	75/58	

請求項の数 7 (全12頁)

(21)出願番号	特願2019-182172(P2019-182172)
(22)出願日	令和1年10月2日(2019.10.2)
(65)公開番号	特開2021-54526(P2021-54526A)
(43)公開日	令和3年4月8日(2021.4.8)
審査請求日	令和4年8月22日(2022.8.22)

(73)特許権者	509009038 アイワ工業株式会社 愛媛県大洲市菅田町菅田甲1011番地 2
(74)代理人	100119367 弁理士 松島 理
(74)代理人	100142217 弁理士 小笠原 宜紀
(72)発明者	中村 雄一郎 愛媛県大洲市新谷小貝甲1222-3 アイワ工業株式会社内 米村 耕一
審査官	

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 サンドイッチ包装用袋および包装サンドイッチ

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

等脚台形部を有し直角三角形のサンドイッチの垂直な面に当たる第1紙シートおよび等脚台形部を有しサンドイッチの斜辺に沿った面に当たる第2紙シートが重なり合って形成され、等脚台形の短辺および両斜辺に沿って第1紙シートおよび第2紙シートが接続された接続部と、長辺に沿って第1紙シートおよび第2紙シートが接続されていない開口部を有する袋体であり、

第1紙シートの等脚台形部の内部で短辺を一辺とする長方形の内部に形成された窓部と、窓部を覆うように第1紙シートで袋体の内側の面に設けられたプラスチックフィルムを有し、

短辺に対して垂直な方向に開封する開封予定線がプラスチックフィルムの中に設定されているサンドイッチ包装用袋。

【請求項2】

プラスチックフィルムが等脚台形部の短辺に対して垂直に亀裂が進行する方向性を有する方向性フィルムである請求項1に記載のサンドイッチ包装用袋。

【請求項3】

第1紙シートには等脚台形部の短辺に縫いて耳部が設けられ、窓部およびこの窓部を覆うプラスチックフィルムは等脚台形部の短辺を越えて耳部の中まで設けられている請求項1または請求項2に記載のサンドイッチ包装用袋。

【請求項4】

第1紙シートの耳部のプラスチックフィルムに開封開始用切込みが設けられている請求項3に記載のサンドイッチ包装用袋。

【請求項5】

等脚台形部の短辺に対して垂直な方向に沿った複数の帯状の窓部と、それぞれの窓部を覆うプラスチックフィルムを有する請求項1から請求項4のいずれかに記載のサンドイッチ包装用袋。

【請求項6】

第1紙シートの内側の面の全体にプラスチックフィルムが設けられている請求項1から請求項5のいずれかに記載のサンドイッチ包装用袋。

【請求項7】

等脚台形部を有し直角三角形のサンドイッチの垂直な面に当たる第1紙シートおよび等脚台形部を有しサンドイッチの斜辺に沿った面に当たる第2紙シートが重なり合って形成され、等脚台形の短辺および両斜辺に沿って第1紙シートおよび第2紙シートが接続された接続部と、長辺に沿って第1紙シートおよび第2紙シートが接続されていない開口部を有する袋体であり、

第1紙シートの等脚台形部の内部で短辺を一边とする長方形の内部に形成された窓部と、窓部を覆うように第1紙シートで袋体の内側の面に設けられたプラスチックフィルムを有し、

短辺に対して垂直な方向に開封する開封予定線がプラスチックフィルムの中に設定されているサンドイッチ包装用袋に入れられた直角三角形のサンドイッチであり、

サンドイッチの斜辺に沿った面が第2紙シートに当たり、垂直な面が第1紙シートに当たるような向きで入れられ、サンドイッチ包装用袋の下部の余った部分を折り畳み、粘着テープやシールで止められた包装サンドイッチ。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

この発明は、直角三角形状のサンドイッチを包装するための食品包装体に関する。

【背景技術】

【0002】

直角三角形の形状をしたサンドイッチは、プラスチックフィルムでできた包装袋に収納され、店頭に陳列されている。特許文献1などには、このような直角三角形のサンドイッチを収納する包装袋が記載されている。

【0003】

特許文献1のサンドイッチ用包装体は、第1プラスチックシートと第2プラスチックシートを有し、第1プラスチックシートと第2プラスチックシートは同形の等脚台形部を有し、等脚台形部の斜辺部および上辺部には第1プラスチックシートと第2プラスチックシートの接続部が所定の幅で形成され、等脚台形部の下辺部は第1プラスチックシートと第2プラスチックシートが接続されていない開口部となっている。そして、中央部にはカットテープや開封用の第3シートなどの開封補助部材が設けられ、開封を容易にしている。

【0004】

また、特許文献2には、紙質シートを長方形形状に切り出し、長尺のプラスチックシートの上に接続し、これを裁断あるいは溶断して三角形状の食品の食品包装袋にすることが記載されている。これによって、重厚感が増し、高級感が漂うものとなるとしている（同文献0019）。

【0005】

また、特許文献3には、一方のシートをプラスチックフィルムの表面に化纖紙を積層したものとし、化纖紙に引き裂き方向の切れ目を入れた食品用包装袋が記載されている。他方のシートは透明なプラスチックフィルムにより構成される（同文献0032段落）。

【先行技術文献】

【特許文献】

10

20

30

40

50

【0006】

【文献】特開2008-239179号公開特許公報

【文献】特開2005-35673号公開特許公報

【文献】特開2017-47940号公開特許公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

特許文献1に記載のプラスチックシートにより作られるサンドイッチ用包装材などは、等脚台形の食品収容部を有し、ここに直角三角形のサンドイッチを入れて包装する。直角三角形のサンドイッチの形状に沿ってほとんど隙間なくきれいに包装できる。また、カットテープなどの開封補助部材が設けられているので、簡単に開封でき、その開口部より、中のサンドイッチを取り出すことができる。さらに、透明なプラスチックシートによりなるので、内部のサンドイッチが容易に観察できる。

10

【0008】

しかし、プラスチック製の容器は使用後には、可燃物と分別して廃棄しなければならない。また、回収されなかったプラスチックは環境に流出し、海洋汚染の原因物質の一つともなっており、生態系への悪影響も問題化している。

【0009】

特許文献2に記載の食品包装袋は、プラスチックシートに加えて紙質シートを使用している。この食品包装袋を開封するために、裏シートを引き裂くための切断手段として、二本のカットテープが互いに間隔を有して平行に貼着されている(0026段落)。また、カットテープは1本でもよいとも記載されている。その裏シートは、単一の紙質シートからなる(0026段落)。しかし、紙質シートは様々な方向の多数の纖維が複雑に絡み合った構造であり、固く、切断しにくい。しかも、しかも纖維を切断しながら切り開くために、纖維の屑が発生し、不快である。カットテープを使用しても、切断線は不規則であり、見た目にも美しくない。

20

【0010】

特許文献2に記載の食品包装袋は、一方のシートは透明なプラスチックシートであり、他方のシートもプラスチックフィルムの表面に化纖紙を積層したものであるので、両シートの全面がプラスチックフィルムになっている。さらに、化纖紙もP E系、P E T系などであり、プラスチックが素材であることには変わりなく、つまり、食品包装袋の全ての素材がプラスチックである。

30

【0011】

また、プラスチックフィルムの表面に化纖紙を積層したシートにカットテープを取り付けて易開封手段としている。そして、カットテープの近傍に切れ目を設け、袋が予期しない横方向に裂けないようにしている。ここで、切れ目はプラスチックフィルムを残して化纖紙のみに設ける(0033段落)か、あるいは、化纖紙を貫通するとともに、それに積層されるプラスチックフィルムの積層面に達して溝を形成する(0033段落)とされる。しかし、プラスチックフィルムも化纖紙もその厚さを広範囲において一定に保つことができず、長い切れ目の線に沿って厚さは変動する。したがって、レーザーや超音波を使用しても同文献の図4や図5に示す状態を切れ目の全線において実現することは困難である。切れ目が浅くなれば化纖紙の層が残って開封しにくくなり、切れ目が深くなればプラスチックフィルムの積層面も貫通して、密封性が損なわれる。

40

【0012】

この発明は、廃棄処分が容易で、環境への悪影響が少なく、しかも開封が容易なサンドイッチ包装用袋を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】**【0013】**

上記の課題を解決するために、この発明のサンドイッチ包装用袋は、等脚台形部を有する第1紙シートおよび第2紙シートが重なり合って形成され、等脚台形の短辺および両斜辺

50

に沿って第1紙シートおよび第2紙シートが接続された接続部と、長辺に沿って第1紙シートおよび第2紙シートが接続されていない開口部を有する袋体であり、第1紙シートの等脚台形部の内部で短辺を一辺とする長方形の内部に形成された窓部と、窓部を覆うように第1紙シートで袋体の内側の面に設けられたプラスチックフィルムを有し、短辺に対して垂直な方向に開封する開封予定線がプラスチックフィルムの中に設定されている。

【0014】

プラスチックフィルムが等脚台形部の短辺に対して垂直に亀裂が進行する方向性を有する方向性フィルムにより開封予定線を構成してもよい。

第1紙シートには等脚台形部の短辺に統いて耳部が設けられ、窓部およびこの窓部を覆うプラスチックフィルムは等脚台形部の短辺を越えて耳部の中まで設けてもよい。そして、この耳部のプラスチックフィルムに開封開始用切込みを設けてもよい。

10

また、等脚台形部の短辺に対して垂直な方向に沿った複数の帯状の窓部と、それぞれの窓部を覆うプラスチックフィルムを設けてもよい。

【0015】

第1紙シートの内側の面の全体にプラスチックフィルムが設けられてもよい。

【発明の効果】

【0016】

この発明のサンドイッチ包装用袋は、焼却可能でありまた環境中で分解しやすい紙シートを主要な素材としており、プラスチックの使用量が少なく、環境への悪影響が小さい。しかも、開封予定線がプラスチックフィルムの中に設定されているので、開封が容易であり、紙に由来する繊維屑が発生しない。

20

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】サンドイッチ包装用袋の第1の例を示す正面図である。

【図2】同背面図である。

【図3】同縦断面図である。

【図4】同横断面図である。

【図5】サンドイッチ包装用袋の構成を模式的に示す分解斜視図である。

【図6】サンドイッチの包装状態の第1窓部側を示す斜視図である。

【図7】サンドイッチの包装状態の第2窓部側を示す斜視図である。

30

【図8】サンドイッチ包装用袋の第2の例を示す正面図である。

【図9】サンドイッチ包装用袋の第3の例を示す正面図である。

【図10】サンドイッチ包装用袋の第4の例を示す正面図である。

【発明を実施するための形態】

【0018】

本発明を実施するための形態について、図面に基づいて詳細に説明する。図1はサンドイッチ包装用袋を示す正面図、図2は同背面図、図3は同A-A縦断面図、図4は同B-B横断面図、図5はサンドイッチ包装用袋の構成を模式的に示す分解斜視図である。なお、このサンドイッチ包装用袋を構成する各シートは薄いシートであるが、断面図においては、構成をわかりやすくするために、厚さを強調して表現している。

40

【0019】

サンドイッチ包装用袋1の本体部は、ほぼ外形が同じ第1紙シート2と第2紙シート3の重ね合わせにより形成されている。第1紙シート2および第2紙シート3はいずれも薄い食品包装用の紙シートである。外側の面に耐水性を有せるように紙自体に耐水性を有するものを用いたり、あるいは、耐水性のある材料を外側の面にコーティングしてもよい。第2紙シート3には、袋体の内側を向く面に薄いプラスチック膜のラミネート加工が施されている。また、本例では、第1紙シート2にもプラスチック膜のラミネート加工が施されている。このラミネート層はポリエステルやポリプロピレンなどでもよいが、生分解性プラスチックを使用することが好ましい。第1紙シート2および第2紙シート3はいずれも紙シートであるので、不透明である。

50

【 0 0 2 0 】

サンドイッチ包装用袋1は、上辺が下辺より短い等脚台形の形状をした食品収容部4を有する。この食品収容部4において、上辺5および側部の斜辺6では第1紙シート2と第2紙シート3が接続された接続部8が形成されている。接続は接着剤によってもよいが、少なくとも第2紙シート3の内側の面にはラミネート加工しているので、ヒートシールによって接続している。一方、下辺7では第1紙シート2と第2紙シート3は接続されていない開口部となっている。したがって、食品収容部4は下辺7のみが開いた袋形状になっており、この中にサンドイッチを収容できるようになっている。したがって、食品収容部4の形状は収容されるサンドイッチの形状に対応している。このサンドイッチ包装用袋1には、直角三角形のサンドイッチが収容されるが、上辺5はサンドイッチの厚さとほぼ同じか若干広めになっており、斜辺6の垂線に対する角度θはサンドイッチの頂点の角度2の半分になっている。

10

【 0 0 2 1 】

食品収容部4の上部には耳部9が設けられ、下部には折り畳み部10が設けられている。この耳部9と折り畳み部10の形状には特に制限はないが、ここでは耳部9は概ね長方形状とし、折り畳み部10は下側が狭くなる等脚台形状になっている。

【 0 0 2 2 】

第1紙シート2には、紙シートが切り抜かれている第1窓部11が形成されている。この第1窓部11は、等脚台形部4の中央部に設けられており、特に等脚台形部4の上辺5を一辺とする長方形の内部に設けられている。本例では、第1シート2には耳部9が設けられており、第1窓部11は等脚台形部4の上辺5を越えて、耳部9まで続いている。また、第1窓部11は複数形成されてもよいが、本例では、等脚台形部4から耳部9にかけて一つの長形状の第1窓部11が大きく設けられている。そして、この第1窓部11には透明はプラスチックフィルム12が第1シート2の内側の面、すなわち、第2シート3に対向する側の面に取り付けられている。本例では、第1紙シート2の内側の面にはプラスチック膜のラミネート加工が施されているので、熱圧着により第1窓部11とその周囲部を覆う程度の大きさのプラスチックフィルム12が貼り付けられている。また、プラスチックフィルム12として、亀裂が特定の方向に沿って進行しやすい方向性フィルムが用いられている。そして、亀裂が進行する方向性は、等脚台形部4の短辺5に対して垂直な方向になっている。このプラスチックフィルム12として、生分解性プラスチックを使用してもよい。

20

【 0 0 2 3 】

第1窓部11は等脚台形部4の短辺5を跨いでいるので、短辺5に沿ったその部分においては第2シート3の内側面のラミネート層とプラスチックフィルムが熱圧着で接続されることになる。

30

【 0 0 2 4 】

耳部9のプラスチックフィルムの上部分には、開封開始用切込み13が設けられている。2本の切り込みが所定の間隔で下向きに設けられ、さらにその上端部をつなぐように切り込み線が続いて、つまみ部14が形成されている。開封の際には、この2本の開封開始用切り込み13から開封が始まり、方向性フィルムの方向性に沿って亀裂は縦に進行し、短辺5を越え、等脚台形部中央部を切断していく。このように、本例では、等脚台形部4の短辺5に対して垂直に亀裂が進行する方向性フィルムと、その上部に設けられた開封開始用切り込み13により、開封予定線15がプラスチックフィルム12の中に設定されている。

40

【 0 0 2 5 】

耳部9と等脚台形部4の間は短辺5に沿った接続部8によって封止されているので、耳部9に開封開始用切り込み13を設けても、等脚台形部4の密封性は失われない。

【 0 0 2 6 】

第2紙シート3には、第2窓部16が形成されている。この第2窓部16は、等脚台形部4の中央部に設けられており、特に等脚台部4の上辺5を一辺とする長方形の内部に収ま

50

10
つている。ここで、第2窓部16は閉じた線によって囲まれる範囲内にある。したがって、第2窓部16の下には、第2紙シート3が切り抜かれていない部分が存在する。そして、この第2窓部16には透明シート17が取り付けられていて、これにより窓が形成されている。この第2窓部16は、等脚台形状の上辺5を一辺とする長方形の大部分を占めるような形状でもよいが、その一部であってもよい。本例では、第2窓部16は長方形であり、その幅は長方形部の幅の60%以上である。長さは、包装時に第2窓部16をサンドイッチの斜辺に沿った面(サンドイッチの切断面)に合せたときに、サンドイッチの切断面の上部および下部は入らない程度に設定されている。この場合、等脚台形部4の上辺5と第2窓部16の上辺の間に10mm以上25mm以下の間隔があり、切り抜き部の下辺とサンドイッチの斜面下端位置の間に10mm以上25mm以下の間隔があるように設定することが好ましい。特に、上下とも20mm以上25mm以下の間隔にすることが多くのサンドイッチにおいて好ましく、サンドイッチの斜面の上下の端部を覆うとともに、サンドイッチの具材のある部分が効果的に示される。本例では、間隔は22mmに設定している。この切り抜き部によって形成される第2窓部16によって内部のサンドイッチが観察されるので、購買意欲を促進できるような表示が好ましい。

【0027】

また第2窓部16の別の形態としては、切り抜き部は長方形以外にも、円形、横長の橢円形などであってもよく、また、複数設けられてもよい。できるだけ小さくすることによって、透明シート17を小さくすることもできる。あるいは逆に、できるだけ大きくし、サンドイッチの斜辺に沿った面のうち、上端部および下端部を除いたほぼ全域をカバーするようにしてもよい。

【0028】

透明シート17はポリプロピエンや生分解性プラスチックなどの透明な食品包装用のプラスチックフィルムである。ここで、第1紙シート2に対向した第2紙シート3の面に透明シート17が取り付けられている。したがって、透明シート17はサンドイッチ包装用袋1の内側に設けられる。

【0029】

ついで、このサンドイッチ包装用袋の使用方法について説明する。サンドイッチ包装用袋1の下部は開口部なので、ここからサンドイッチ×を挿入できる。サンドイッチ×の直角三角形の頂点側から挿入し、奥まで入れる。このとき、サンドイッチ×の斜辺に沿った面が第2紙シート3に当たり、垂直な面が第1紙シート2に当たるような向きで入れる。そして、サンドイッチ包装用袋の下部の余った部分をキャラメル折りのようにして折り畳み、粘着テープやシールなどで止めれば密封性の高い包装が完了する。図6と図7は包装サンドイッチを示す斜視図であり、サンドイッチ包装用袋の使用状態を示している。図6は第1窓部側を示し、図7は第2窓部側を示す。

【0030】

三角サンドイッチは、通常は正方形または長方形の2枚またはそれ以上のパンの間に具材を挟みこむことによって作られ、その後、対角線に沿って2つに切断される。こうして、複数の直角三角形のパンが重なり合ったサンドイッチができる。斜辺に沿った面×1が切断面であり、パンの間に挟まれた具材が観察される。その斜面×1の上下端部よりも、中央部の方がよく具材を観察できる。特に本例では、サンドイッチの切断面×1の大部分に渡って第2窓部16が設けられているので、具材のある部分がよく観察できる。この包装サンドイッチ×は、斜辺に沿った面×1を前に向けて店内に陳列される。こうして、透明シート17を介してサンドイッチの具材を消費者に見せることによって、購入意欲を喚起できる。また、消費者としても、具材を見ることによって、自分が食べたいサンドイッチを的確に選択できる。

【0031】

このサンドイッチ包装用袋は、つまみ部14を指でつまんでプラスチックシート12を切断することによって簡単に開封を行うことができる。一方の手の掌にサンドイッチの底面をのせて、その手でサンドイッチをつかむ。他の手の指でつまみ部14をつまみ、引き下

げる。2つの開封開始用切込み13から亀裂が発生し、方向性フィルムの方向性により定まる開封予定線15に沿って亀裂は進行する。サンドイッチ×の垂直面の部分の最下端まで亀裂が進行すると、2本の亀裂の間に大きな開口が得られる。この間、サンドイッチは一方の手で下からつかまれているので開封中に開口部から飛び出すことはない。そして、この開口部より中のサンドイッチを簡単に取り出すことができる。この開口側からはサンドイッチの具材は見えないが、第2紙シート3の透明シート17を通して具材が観察できる。複数のサンドイッチで異なる具材のものが収容されている場合でも、透明シート17を介して中を見て自分の食べたい具材のサンドイッチを選択することができる。

【0032】

図8はサンドイッチ包装用袋の第2の例を示す正面図である。本例では、等脚台形部4の短辺5に対して垂直な方向に沿った複数の帯状の第1窓部と、それぞれの窓部を覆う方向性プラスチックのプラスチックフィルム12が設けられる。ここでは、2本の第1窓部11a, bが所定の間隔をおいて平行に耳部9から等脚台形部4にかけて設けられていて、さらにプラスチックフィルム12によって内側の面から覆われている。耳部9においてそれぞれの第1窓部11a, bの上端部付近にはプラスチックフィルム12に開封開始用切込み13が設けられている。さらにその開封開始用切込み13の上端部同士をつなぐ切り込みもプラスチックフィルム12と第1紙シート2に設けられ、つまみ部14が形成されている。

10

【0033】

開封予定線15は、2本の第1窓部11a, bのそれぞれに設定されている。つまみ部14を引き下げることによって、2本の第1窓部11a, bのそれぞれに亀裂が進行し、その間に開口が得られる。

20

【0034】

この第2の例によれば、第1窓部11の全体の面積を小さくすることができる。また、第1の例とは異なる意匠性を有する。2本の第1窓部11a, bの間には紙シートが残っているので、図柄や説明などを印刷することもできる。

【0035】

図9はサンドイッチ包装用袋の第3の例を示す正面図である。本例においては、第1窓部11は、第1紙シート2の等脚台形部4の内部で短辺5を一边とする長方形の内部のみに第1窓部11が設けられている。そして、第1窓部11を覆うように第1紙シート2で袋体の内側の面に設けられた方向性フィルムのプラスチックフィルム12が設けられている。第1窓部11の上端部付近に開封開始用切込み13とつまみ部14が形成されている。そして、この開封開始用切込み13とつまみ部14を覆うための内部シート18が、プラスチックフィルム12の内側の面に取り付けられていて、この部分の密封性を維持する。なお、開封開始用切込み13とつまみ部14は第1窓部11の下端部付近に設けてもよい。この第3の例においては、耳部9は設けなくてもよい。

30

【0036】

図10はサンドイッチ包装用袋の第5の例を示す正面図である。本例では、第1窓部において、短辺に対して垂直な方向にカットテープ19が設けられている。したがって、このカットテープ19に沿った線が本例での開封予定線となる。本例では、プラスチックフィルム12は方向性フィルムでなくてもよく、通常のPPフィルムなどが使用できる。カットテープ19を引くことによって開封するが、紙シートではなくプラスチックフィルム12を開裂するため、紙繊維の屑などを発生されることなく、きれいに開封できる。

40

【0037】

以上の例では、プラスチックフィルム12は第1窓部11を覆うのに必要な程度の小さいものを取り付けていた。これによりプラスチックフィルム12の使用量を少なくすることができた。しかしながら、第1窓部11以外の領域も含め、第1紙シート2の内側の面の全体にプラスチックフィルム12を接着剤で接着させて取り付けることもできる。これにより、プラスチックフィルム12の取り付け工程を容易にすることもできる。第1窓部11の形状をより自由に設定できるようになり、第2の例のような複雑な形状の窓部であっても

50

、容易にプラスチックフィルム12で覆うことができる。この場合は、プラスチックフィルム12は増えることになるが、従来の全体をプラスチックフィルムで形成するサンドイッチ包装用袋に比較すると、フィルムを薄くすることができ、全体としてのプラスチックの使用量は減少する。また、第1紙シート2の内側の面のラミネート加工は不要になり、プラスチックフィルム12がサンドイッチに含まれる水分や油分から第1紙シート2を保護する役目も果たす。

【符号の説明】

【0038】

- 1. サンドイッチ包装用袋
- 2. 第1紙シート
- 3. 第2紙シート
- 4. 食品収容部(等脚台形部)
- 5. 上辺
- 6. 斜辺
- 7. 下辺(開口部)
- 8. 接続部
- 9. 耳部
- 10. 折り畳み部
- 11. 第1窓部
- 12. プラスチックシート
- 13. 開封開始用切込み
- 14. つまみ部
- 15. 開封予定線
- 16. 第2窓部
- 17. 透明シート
- 18. 内部シート
- 19. カットテープ
- x. サンドイッチ

10

20

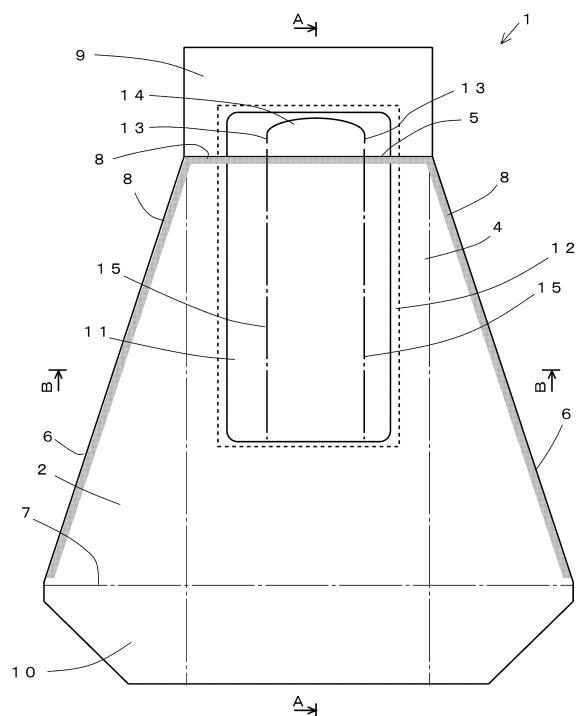
30

40

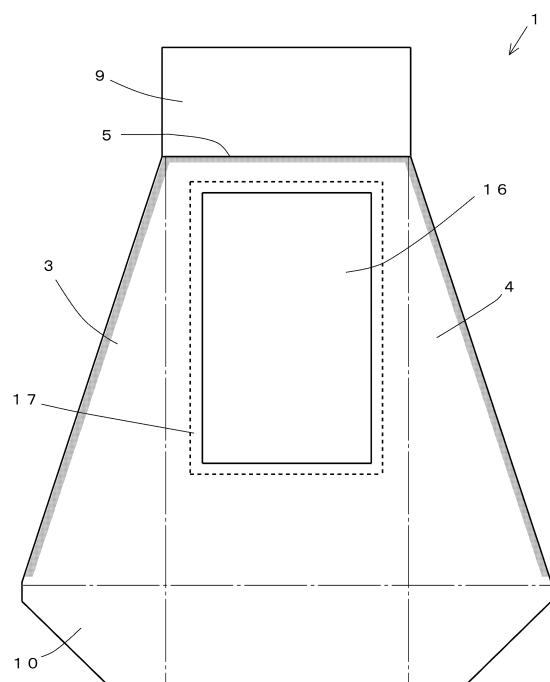
50

【図面】

【図 1】



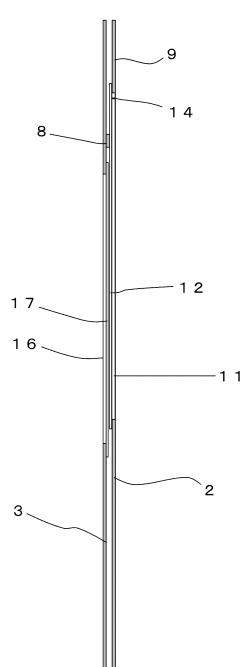
【図 2】



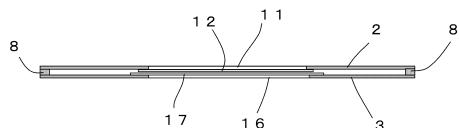
10

20

【図 3】



【図 4】

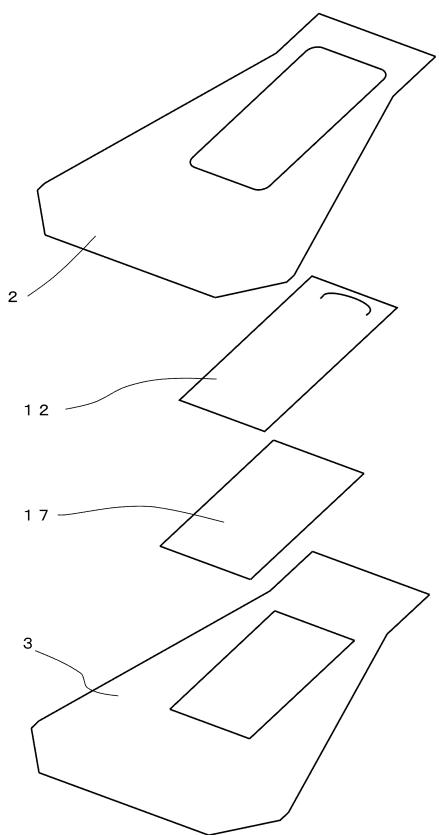


30

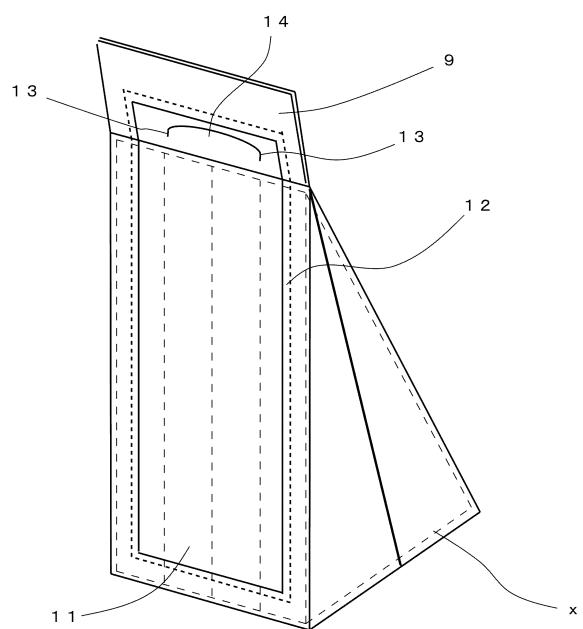
40

50

【図5】



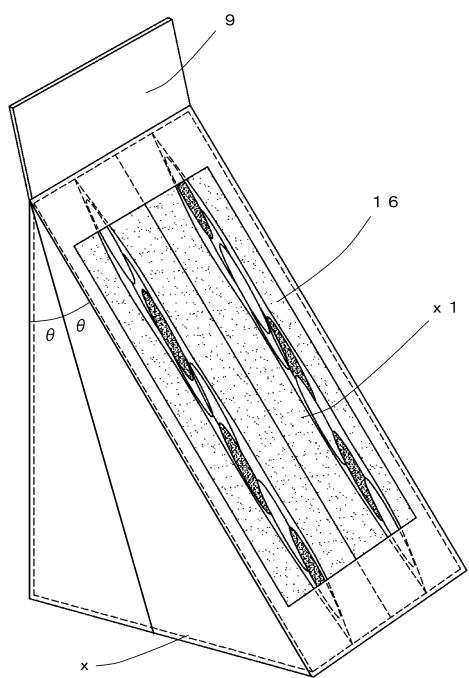
【図6】



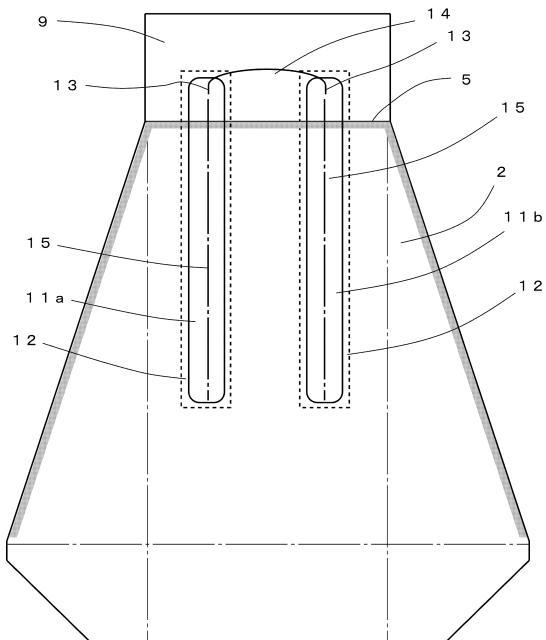
10

20

【図7】



【図8】

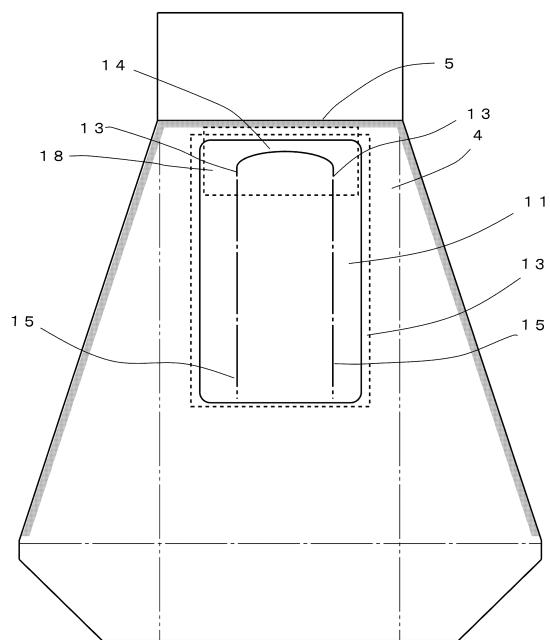


30

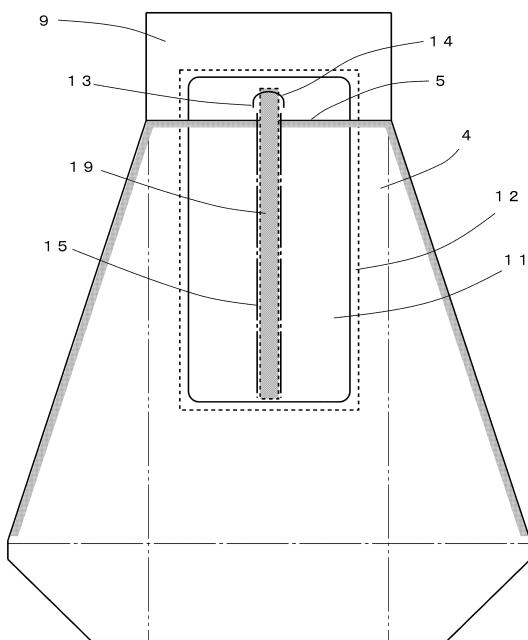
40

50

【図9】



【図10】



10

20

30

40

50

フロントページの続き

(56)参考文献

特開2005-035673 (JP, A)
特開2000-191038 (JP, A)
特開2003-237801 (JP, A)
特開平11-056312 (JP, A)
特開2003-160142 (JP, A)
特開2008-100488 (JP, A)
特開2003-128117 (JP, A)

(58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)

B65D 85/36 - 85/50
B65D 30/28
B65D 33/00
B65D 75/58
B65D 65/10